

小野寺委員

まず、外国人学校生徒等支援事業について、県民理解の促進という視点で、幾つかお尋ねをしたいというふうに思いますが、神奈川朝鮮学園については、先般の常任委員会で学園から四つの新たな提案について御報告を頂きました。

これは、今日の午前中の自民党の質疑でも確認をされたところではありますが、学園からの提案として、独自教科書を作り、それ以外の 3 点についても、丁寧にこれを県民に周知をしていけば、県民の理解促進に役立つことではあるかなというふうに思います。これまで朝鮮学園、朝鮮学校自身が、自分の学校を知ってもらうためにどういう取組を行ってきたのか、今後の朝鮮学園の対応を評価するためにも、これまでの取組についてちょっとおさらいをしたいんですが。

私学振興課長

自らの取組ということでございます。

現在、神奈川朝鮮学園に通う子供たち、神奈川で生まれて神奈川の地で育つ在日 4 世、5 世が中心になっておりまして、これからも神奈川の社会の一員として暮らして、それから多文化共生社会を目指す日本社会に受け入れられる存在となるということを、学校として確認しております。

そういった中で、これまで県のあーすフェスタかながわでありますとか、横浜市の開港記念みなと祭への参加、また近隣の小中学校との交流、道路清掃、それから献血活動、こういった学園を理解してもらう様々な取組を行ってきたというふうに学校から伺っております。

小野寺委員

分かりました。それは、どうしても押さえておきたいというふうに思います。

今度は県なんですけれども、私たちはこれまで議論を重ねてきましたので、知事の真意、県の狙い、その辺りについては一定の理解をさせていただいているつもりなんですけれども、私たちも 12 月の議会におけるこの委員会で、これは朝鮮学校以外の外国人学校への影響というのも懸念されたわけで、経過措置等の提案をさせていただきました。その後、この件については本当に多くの意見を頂きましたし、電話やファクス、メールも来ました。中には、今回の県の経常費補助から学費補助への転換に対して、こそくな手段という批判もあったわけです。

私も、そういう大変強く意見をおっしゃってこられる方以外にも、どういう反応があるのかなと思って、私の近くの県民の方々、市民の方々に、そんなに大人数ではありませんが、この問題をぶつけてみると、やはりなかなか朝鮮学校イコール北朝鮮というイメージですから、本当に理解してくれる人は結構少数派だったんです。

そうした多くの県民が持っている疑念というんでしょうか、そういうものを払拭していかないといけないんだと、これは例えば、執行が授業を確認してからと

いうことに仮になったとしても、それまで本当に県民理解をしっかりと得ないといけないなというのは、私も痛感いたしました。

県として、今後、県民理解を深めていくためにどういうふうに取り組んでいくのか、そこをお伺いしたいんですが。

私学振興課長

県民理解を得るための県の取組ということでございます。

先ほど御答弁申し上げましたが、まず学園自身の取組が非常に重要なことと思っております。その上で、今回の問題を巡っての県民の理解を得ていくための取組ということでございますけれども、今回学園の方から新たな提案ということで、幾つかの案がまいてございます。まず、その提案されたものを、学園がきちんと着実に実施をしていくということが重要だというふうに思っております。特にその中では、授業の公開といった、積極的に開いていきたいという意味も含まれております。

県としても、こういった神奈川朝鮮学園の取組を注視しまして、確認していくとともに、その情報をまず県議会にしっかりと報告し、また、ホームページでも県民に情報提供していきたいというふうに考えているところでございます。

小野寺委員

今、議会に報告という話もありましたけれども、議会と一般県民に対しても、経過報告をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

私は、こういうことというのは、県民世論を真っ二つに割ってまで強行するようなことではないと思っているんです。県民の大多数の方々が納得して行っていく事業だというふうに本当に思っております。まだまだ朝鮮学園では、県民の間でも様々な意見がありますので、県としても、県民に丁寧な説明を行っていただきたいと要望をさせていただきます。

もう一点、質問させていただきます。

私どもの会派では、これまで教育現場等における食物アレルギー事故を防止するため、また、万が一そういうアナフィラキシーショックなどを起こした児童がいた場合に適切な処置、対応が図られるということを目指して、様々な研修の推進などを求めてまいりました。

そして、乳幼児のアレルギーというのも増加傾向にあるというふうに言われています。アレルギー対策の重要性が増している中で、今回、県民局で新規に子供のアレルギー対策に関する事業予算が計上されました。そこで、子供のアレルギー対策に関連して、幾つか質問をしたいというふうに思います。

まず、県内の保育所には、今何人ぐらいの乳幼児が保育されているのか、教えてください。

次世代育成課長

平成25年4月1日時点の県内の保育所入所児童数は、11万1,542人となっております。

小野寺委員

その中で、食物アレルギーがあるというふうに認められるお子さんは何人ぐらいいますか。

次世代育成課長

平成 21 年に、日本保育園保健協議会が実施いたしました、保育所における食物アレルギーに関する全国調査によりますと、保育所における食物アレルギー有病率は、3 歳以下では小学生の 2 倍、1 歳では 3 倍以上と高く、園児全体の 4.9% というデータが得られております。

したがいまして、県内の保育園児のうち 5,000 人強が食物アレルギーのあるお子さんというふうに推計されるところでございます。

小野寺委員

保育所におけるアレルギー対策というのは、国からガイドラインが示されているわけですがけれども、神奈川県として、このガイドラインの普及のために、これまで研修などをどのように行ってきたのか、教えてください。

次世代育成課長

アレルギーのお子さんが年々増加傾向にありまして、保育所で対応に苦慮していることから、厚生労働省では、平成 23 年 3 月に、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを示したところでございます。

そこで、県では、平成 23 年度に、このガイドラインの早急な普及を図るため、認可保育所を中心とする児童福祉施設の職員を対象に、大さん橋ホールでの大規模研修を実施するとともに、神奈川県保育所栄養士会、あるいは認可外保育施設を対象とする研修も実施したところでございます。

また、平成 21 年度から、県とアレルギー問題に取り組む NPO との協働事業として、教諭を対象に実施されていたアレルギー対応研修も、平成 23 年度からは保育所の保育士、栄養士などにも対象を拡大いたしまして、保育所向けの研修を展開してきております。

小野寺委員

私もそのような研修に二度ほど参加をさせていただいたことがあります。皆さん、大変熱心に受講されているというのが印象的でした。

アナフィラキシーショックを起こした時に、自己注射のエピペンをためらわずに打つということが大変重要だというように言われていますけれども、そうしたアナフィラキシーショックに対応した研修というのは当然行われていると思うんですが、どの程度の保育士さんがこれまで受講されているのか、教えてください。

次世代育成課長

平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間で、保育所の保育士、あるいは栄養士、調理員の方などということで、保育士だけの正確な数字は分からないのですが、保育関係の職員の方、合計で 1,600 名を超える方々に、研修に御参加いただいているところでございます。

#### 小野寺委員

平成 26 年度予算案には、保育所アレルギー対応マニュアル整備事業費が計上されていますが、これもアナフィラキシーショックに対応できるものなのかどうか、また、県の教育委員会は、東京都で作成したマニュアルは大変良くできているということで、東京都の許可をもらって、それを基にしてマニュアルを作りましたけれども、保育所については、どのようにマニュアルを作ろうとしているのか、教えてください。

#### 次世代育成課長

この事業では、アナフィラキシーショックへの対応も含めて、食物アレルギー症状への対応について手順をまとめていく予定でございます。

東京都作成のマニュアルは、小学生向けのマニュアルとなっておりますので、例えばイラスト一つをとっても、乳幼児の姿の方が保育所にはなじむかと思われまます。そこで、作成に当たっては、医師、救命救急士などの専門家、それから保育士の方などによる会議を持ちまして検討いたしまして、保育所においても内容あるいはイラスト、装丁とも、緊急のときに使いやすく、とっさのときに的確な判断ができるようなものにしていきたいというふうに考えております。

#### 小野寺委員

どうぞ良いものを作っていただきたいというふうに思います。

最後に、乳幼児のアレルギー対策が、保育所等においても大変重要だと思うんですが、児童相談所で一時保護されるお子さんたちに対する対応というのも大変重要だと思っているんです。どちらかという、保護者から子供に関する情報が得られない、得にくいというケースもあるというふうに思うんです。そういった中で、発症を見逃さないということが大変重要だというふうに思うんですけれども、児童相談所の職員には、どの程度対策が浸透しているのか、お答えいただけるでしょうか。

#### 子ども家庭課長

児童相談所の一時保護所に保護する子供の中には、アレルギーを持っている子供もいるため、児童相談所の栄養士、看護師、児童指導員などの職員が、保健福祉局などで主催するアナフィラキシーショックに対応する研修などを受講し、対応マニュアルを整備するなど、必要な対策をとっております。子供を一時保護する際には、保護者から聞き取りなどによって子供のアレルギーの種類などを必ず確認し、一時保護中はそれらの情報に基づいて、アレルギー物質を除去した食事を個別に用意しています。

具体的には、アレルギー物質を除去した食事は、専用の色付きトレイで配膳いたしまして、食べる前に、調理の職員と生活部門の職員が毎回確認した上で、食事を提供することにしております。

また、緊急の一時保護など、子供のアレルギー情報を事前に確認できない場合には、塩おにぎりやアレルギーの除去食品などで当面对応し、その間にアレルギー情報の把握に努めているところでございます。

今後も引き続き、子供に安全な食事を提供できるよう、児童相談所の一時保護におけるアレルギー対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

小野寺委員

しっかりお願いをしたいというふうに思います。

最後に要望を申し上げますが、先ほど御答弁の中でも、乳幼児というのは、学童と比べて有病率が高いというお話もありました。また、おいしそうだと、隣の子が食べているものをうっかり口にしてしまう、そういうリスクも小さいお子さんの場合はあるんだというふうに思います。そういった意味では、食物アレルギーの対策が、小学生以上に大変なところがあるのかなというふうに思います。ですから、その対応マニュアルの作成と配布、そして、それを普及させるための研修は是非しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

また、食物アレルギーというのは、給食だと、保育園の食事で初めて発症するという子供も少なくないという聞いています。その最初の発症をいかに見逃さずに迅速に対応できるかということが大変重要になってくるというふうに思いますので、現場を担う職員の皆さんの知識の普及、浸透が、今後しっかりとされるように、引き続き研修の実施について御配慮をお願いしたいと要望しまして私の質問を終わります。

意見発表

小野寺委員

当委員会に付託された諸議案に対し、公明党県議団として意見並びに要望を申し上げます。

はじめに、保育人材確保事業について申し上げます。保育士・保育所支援センターが去る1月24日にオープンいたしました。平成26年度からは、政令市、中核市との共同事業となるということですので、このセンターが神奈川県における保育士確保対策の中核を担っていくことを期待しています。また、セミナーや相談会などの事業に工夫を凝らすとともに、雇われる側である潜在保育士に対してだけでなく、雇う側である保育所に対しても、働きやすい就労環境の整備を促すなど、十分な働き掛けをしていただくよう要望いたします。

次に、小規模保育事業について申し上げます。認定保育施設や届出保育施設など、いわゆる認可外保育施設の中には、新たに制度化された小規模保育事業への移行を目指そうとする施設も少なくありません。しかし、経営基盤が弱い弱なこともあり、様々な困難に直面しているとも聞いております。国としても、新たな融資制度を創設するとのことですが、これまで公的な助成がない中で、待機児童の受皿として有効に機能してきた施設が、新制度導入に伴って、事業の廃止に追い込まれたりすることのないよう、保育の実施主体である市町村とともに支援していくことを要望いたします。

次に、県の発信力強化について申し上げます。知事室に、広報戦略機能を集約し民間からスタッフを招くなど、専門性を持った組織を整備することによって、

有力なメディアへのプロモーションなどを推進するとのことであり、大いに期待するところであります。一方で、県行政にとって一番のお客様とも言える、一般県民向けの広報を担う広報県民課の役割は依然として大きいと考えます。県ホームページの改善を含め、県民により情報が届きやすい手法や媒体を用いることにより、県民に知って、分かって、動いてもらえる強力な広報活動をお願いしたいと思えます。

また、県民相談ナビ・デスクについては、悩みを抱え、県の相談窓口を探している方々を適切な相談窓口へ誘導できるよう、その存在の周知を徹底するとともに、親切丁寧な対応をお願いいたします。

次に、消費者被害の未然防止についてです。悪質商法による被害については、特に高齢者に集中する傾向があります。県として、地域の社会福祉協議会や老人クラブ等を通じて、情報提供や啓発活動を行っていることは評価いたしますが、一層の効果を満たすために、被害に遭いやすい高齢者の子供世代に対し、自分の親を被害者にしないための啓発を推進することを提案いたします。

県民局関係の最後は、外国人学校生徒等支援事業についてであります。県が、経常費補助から学費補助への移行を打ち出し、その中に現在経常費補助を停止している朝鮮学校の児童・生徒を含めるとする方向性を打ち出して以降、県民から様々な意見が寄せられております。特に、質疑の中でも申し上げたように、今回の県の手法をこそくな手段と決めつける指摘もあり、そうした意見に対しては子供に視点を合わせた制度に転換することについて、知事や県から改めて説得力あるメッセージを発することを求めたいと思えます。また、今後とも朝鮮学校側の動向を注視しつつ、その結果を逐次議会に御報告いただくとともに、広く県民に周知することを要望いたします。

企業庁関係について、一点申し上げます。水道メーター分解等作業の福祉事業所への委託については、企業庁による新たな社会貢献の取組として、大変意義のある事業であり、作業に当たる方々からも、工具を使った作業に充実感を覚えるとともに、技能習得にも役立つということで評判も上々のようです。考案された方には敬意を表したいと思えます。については、本年度実際に作業を行った福祉事業所からの意見を取り入れるなど、試行結果を十分に検証した上で、平成26年度以降の本格実施を目指していただきたいと思います。

以上、意見と要望を申し上げ、本委員会に付託された諸議案のうち、定県第1号議案平成26年度神奈川県一般会計予算につきましては、朝鮮学校に通う生徒等に対する外国人学校生徒等支援事業の実施にあたっては、学校法人神奈川朝鮮学園が教科書編纂委員会に対して、拉致問題の記述のある教科書への早期改訂を要請すること、改訂されるまでの間、同学園が拉致問題に関する独自教科書を作成し、当該教科書を使用した適正な授業を実施することを確認の上で執行されたい。との意見を付して原案に賛成をいたします。これを除く諸議案につきましては、原案のとおり賛成をいたします。